

特論 3 上土遺跡出土部材による高床建築の復原

東京国立文化財研究所国際文化財保存修復センター長 宮本 長二郎

上土遺跡出土木材のうち弥生時代中期後葉から同後期にかけて、杭や矢板に転用された建築部材について、部材としての復原および部材から想定される建築様式の復原を試みる。本稿の記述は、第44図から第54図までの建築材・土木材等実測図の番号1～83を使用して進める。

柱の分割 (5・7～13)

材5の現状は長さ128.8cm、下半部幅21～22.3cm、同厚さ4.5～6cm、上半部幅8～9cm、同厚さ3cmの板目板材。表面と両側面は手斧仕上げとして約3cm幅の面取りを施す。背面は割面、上端切断、下端は切断後に腐食している。

このような形状からみて、当初の形式は面取角柱の上部に五平材を造り出したもので、板材の厚さから角柱を年輪沿いに4分割して板目板材を取り、また、上下端の切断は角柱と五平材の分かれ目が中央にあることから、全長を3等分したものと考えられる。したがって、腐食や切断による欠損部分を加えて復原部材の全長は約4cm程となる。

この柱材の五平材の短辺径に注目すると材7～13と同寸法であり、手斧仕上げの状態や木目も同じで、かつ材7・8が4分割されていることからみて、材7～13は材5の五平材部の上半部の形態を示すものであることが明らかであろう。また、材5が全長を3等分したものとすれば、材5に近い長さを示すのは材7(134.8cm)、または材8(132.2cm)で、ともに材5よりやや長い程度で、これら2材のうちいずれかが材5と組合う可能性がある。

したがって、材7・8の長辺径15cmが材5の五平材部(五平柱)の長辺径であると仮定して、材5の下半部(角柱)の柁目径を求めると、角柱から五平柱への切込幅(胴付部)は五平柱の短径側で約1cm強であるから、その2倍を五平柱の長径に加えた17～18cmが角柱の柁目径となる。この寸法は角柱板目径より狭いが、角柱切断面として妥当であろう。

五平柱の頭部には幅8cm、深さ5～7cmの欠込みがあり、上方部の2ヶ所にえつり穴と、下方部の短辺側中央に円孔(径1cm)を穿ち、円孔内に栓が遺存する。

五平柱

以上のような形状から材5は、切妻造高床建築の上層妻側中央柱と想定される。角柱は上層側柱、五平柱は棟束としての機能を持ち、両材を一木で造ることによって切妻屋根を構造的に安定させていることから、壁心棟持柱の一種として、五平桁・梁と組合せた形で弥生・古墳時代に普及したものと考えられる。

当遺跡と同時代の静岡市瀬名遺跡出土の建築部材から復原される高床建築と同形式または類似の形式と推定される。瀬名遺跡からは材5のような棟持柱は出土しておらず、また、このような棟持柱は材5が初めての出土例であるが、筆者は当材の存在を予測して、瀬名遺跡出土建築部材による切妻造屋根の側立面図を発表している(註1)。但し、瀬名遺跡では棟木材の形式から五平柱頭部の棟木への仕口を桟造出しとしたが、上土遺跡出土の五平柱頭部仕口は桟ではなく切込みである。瀬名遺跡の棟木材はその断面形が三角形に近いことから、奈良県桜井市纏向遺跡(4世紀)の棟木材を類例として用いたが、同棟木材には柱との仕口を示す桟穴はなく、先端部2ヶ所に両側面を切欠いた仕口がある。この仕口は上土遺跡の材7～12にある欠込仕口と組合う形式であり、2ヶ所のうち先端に近いものは独立棟持柱の、

したがって、棟木と棟持柱の仕口は柄と欠込みの２種類が同時期に静岡県内に存在していたことになる。このことの是非は類例の増加を待つて問うことにし、現状では両形式が存在した可能性を指摘しておく。

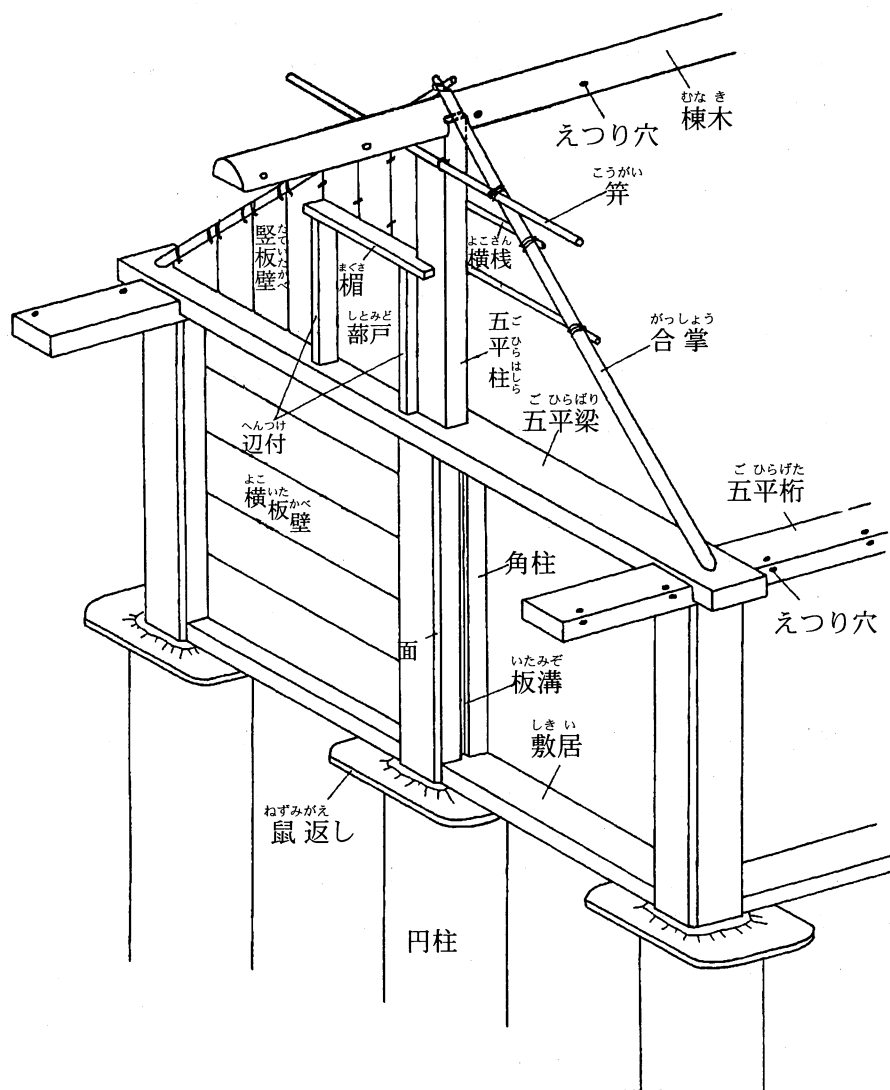


圖1 高床建築切妻側面構造模式圖

角柱 (14 · 15 · 56)

角柱部の復原長さを約2mとすると、瀬名遺跡出土鼠返材で復原したように、高床上層角柱の下端には下層円柱と組合せる角柄を造り出していたと考えられる。この角柄の長さを20cm程と仮定すると、残りの180cmが角柱高さとなる。

材14・15は材5の角柱部とほぼ同幅、同厚の板材で、同一材を2枚に割ったものであり、手斧仕上げが認められないことから、角柱柱を4分割したうちの中2枚とも考えられる。材5と同一材ではないと思われるが、材の長さは116cmあり、両端は切断面と腐食面になっており、腐食端部で約20cmの柄が腐食欠失したものとすれば、材5と同種妻柱の角柱に見合うものとすることができる。

なお、角柱下端柄径に相当する柄穴を持つ板材がある。材 56 は、幅 20.6cm、厚さ 7.6cm の割材で、 $12.8 \times 10.8\text{cm}$ の柄穴がある。上部の角柱復原断面と相似形をなし、板幅も角柱長径と同寸であることから、この板材は台輪材であった可能性がある。

切妻壁

五平柱の側面（短辺側）には壁材料を示す痕跡はない。瀬名遺跡での妻壁復原は五平柱側面に板溝を設けて横板壁を固定する形式を想定したが、本例の場合は五平柱の表側と裏側（長辺径）の各1ヶ所のえつり穴が妻壁のための仕口と考えられる。これら2ヶ所のえつり穴は、表裏に分かれるのみならず、左右側面に分かれていることから、瀬名遺跡出土のような五平桁とは異なることは明らかである。

五平柱上半部のえつり穴の機能は、柱と直交して横木を柱の上段表側と下段裏側に結び付けたものと考えられる。上段・下段の位置は、柱頭部欠込仕口の底面から下方に測って材7は20cm・50cm、材8は30cm・41cmである。材9～12のえつり穴の位置は、材順に記すと45cm・40cm・75cm・40cmであり、材11以外は材7・8の下段と同じ値を示すことから、いずれも五平柱の左側面が遺存したことを示している。

上段表側の横木は、棟木に近い位置にあることからみて、草葺屋根の棟覆材を固定するための筭と想定し、下段裏側の横木は妻壁材の上方部を結え付けるため横棧と想定する。壁材としては堅板壁か草壁が考えられるが、いずれにしても、切妻壁上方の狭い場所に横棧を設けるだけでは壁を造ることはできない。少なくとも妻壁の下半部に1本を固定する必要がある、そのためのえつり穴は五平柱の切断部に設けていたものと思われる。

堅板壁の場合は、五平桁上面で壁板の下端部を固定するため、上記2本の横棧で充分であるが、草壁の場合は五平柱に固定しない横棧を縦棧と組み合わせて20～30cm間隔に加えれば、草壁を葺くことが可能である。但し、五平型壁心棟持柱や五平桁を用いた丁寧な造りの場合には板壁が妥当であろう。

戸口構え

次に、五平柱下方部側面の円孔と栓の機能については、その形状から板壁とは無関係に一方の側面にのみ設けた栓と考えられる。五平柱に落し込み角柱上端で受ける五平桁断面を瀬名遺跡出土桁材と同じ18×8cmとすると、栓の位置は桁上端から切断部の間の中央にある。この切断部には上記のように横棧を設けていたとすると、この横棧から下方に開口部を設け、栓は五平柱側面に戸口材の辺付を固定するための込栓と考えられる。辺付は幅が桁と同寸かやや狭い板材で、上端で辺付と同断面の楣材を受ける。楣材は横棧と辺付間に挟む形で固定され、内開き板部を辺付に建込んだ形式が想定される。この場合の戸口の内法径は高さ、幅ともに55cm程となり、人の出入り可能な広さや切妻壁面に設けていることから、上記の戸口の想定が正しければ、この建物は穀倉となる。

以上のように、上土遺跡出土建築部材には高床建築の床上棟持柱と台輪材があり、床上棟持柱は新形式の造出柱型壁心棟持柱であることが判明した。また、この棟持柱の痕跡からは草葺屋根で妻壁を堅板壁として小さな開口部を設けていること、側柱は現存しないが棟持柱と同形式の面取角柱であり、台輪を介して下層円柱と柄差しとすることが想定され、瀬名遺跡の高床建築とは同時代ながら異なる軸部形式をもつことが明らかとなった。棟木と棟持柱の仕口の差にもみられるように、同時代、同地域で異なる形式技法が混在することや、復原考察にやや疑問の余地は残るが、両遺跡から得ることのできた弥生時代後期の高床建築の構造技法は、これまでに明らかになった総柱型高床建築構造の一端を明確にし得た意義は極めて大きい。

註1) 拙著 1996年「瀬名遺跡出土建築部材の復原」『瀬名遺跡V』 静岡県埋蔵文化財調査研究所